

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

◆選管告示

目 次

- 鳥取県知事選挙の実施
- 鳥取県知事選挙における選挙長等の選任
- 鳥取県知事選挙における選挙長が事務を行う場所
- 鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画
- 鳥取県知事選挙における各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時等
- 鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式
- 鳥取県知事選挙における仮投票用封筒等に押すべき印
- 鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等
- 鳥取県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等
- 鳥取県知事選挙における選挙会の場所等
- 鳥取県知事選挙において候補者一人につき選挙運動に関して支出できる金額
- 鳥取県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生

◆鳥取県知事選挙選挙長告示

鳥取県知事選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了による選挙を昭和五十七年三月十四日に行うので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県知事選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 選挙長 岩美郡岩美町大字池谷五九番地 田中 梅蔵

二 選挙長の職務代理者 鳥取市西品治八六一番地 江端 康二

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県知事選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和五十七年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十五条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 立会演説会の方法

二 班別編成の方法による。
立会演説会を開催する予定の日時及び会場

日	月	日	曜日	時	開始時刻	開催市町	会 場
二月二十二日	月	二	月	午後一時三十分	午後七時	鳥取市	鳥取市文化ホール
二月二十三日	火	三	火	午後七時	午後七時	智頭町	智頭町総合センター大集会室
二月二十四日	水	四	水	午後七時	午後七時	若桜町	若桜町山村開発センター大集会室
二月二十五日	木	五	木	午後七時	午後七時	岩美町	岩美町中央公民館講堂
二月二十六日	金	六	金	午後七時	午後七時	鳥取市	鳥取市民会館大ホール
二月二十七日	土	七	土	午後七時	午後七時	気高町	気高町町民体育館
二月二十八日	日	八	日	午後七時	午後七時	東郷町	東郷町公民館大講堂
三月一日	月	九	月	午後七時	午後七時	三朝町	三朝町山村開発センター町民大集会室
三月二日	火	十	火	午後七時	午後七時	倉吉市	倉吉福祉会館ホール
三月三日	水	十一	水	午後七時	午後七時	東伯町	東伯町農村環境改善センター大集会室
三月四日	木	十二	木	午後七時	午後七時	名和町	名和町公民館講堂
三月五日	金	十三	金	午後七時	午後七時	米子市	米子市公会堂大ホール
三月六日	土	十四	土	午後七時	午後七時	境港市	境港市民会館ホール
三月七日	日	十五	日	午後七時	午後七時	日南町	日南町中央公民館大集会場
三月八日	月	十六	月	午後七時	午後七時	日野町	日野町山村開発センター大集会室
三月九日	火	十七	火	午後七時	午後七時	米子市	米子市立明道小学校体育館
三月十日	水	十八	水	午後七時	午後七時	西伯町	西伯町中央公民館大集会室

三 一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数及び演説の時間

候補者の数 四人以内

演説の時間 三十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県知事選挙における立会演説会において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十六条の二第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十七年二月十八日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式

を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により次のとおり定める。

昭和五十七年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県知事選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十七年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和五十七年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十七年二月十九日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県知事選挙における選挙公報の掲載

文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十七年二月二十日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県庁

二 日時 昭和五十七年三月十七日 午前十時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県知事選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、一千四百六十七万六千九百円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

鳥取県知事の任期満了による選挙を昭和五十七年三月十四日に行うこととなつたため、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項の規定により鳥取県議会議員の補欠選挙を東伯郡選挙区において行うべき事由が生じたので、告示する。

昭和五十七年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県知事選挙選挙長告示

鳥取県知事選挙選挙長告示第一号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県知事選挙において、候補者から出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十七日

鳥取県知事選挙選挙長 田 中 梅 蔵

一 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時 昭和五十七年三月十一日 午後五時十分